

令和元年度 教育委員会会議（臨時会）会議録

- 1 日 時 令和元年10月17日（木） 11：03～11：09
- 2 場 所 1号館14階大会議室
- 3 出席者 <教育委員>
長田教育長 山本委員 今井委員 正司委員
<事務局>
後藤教育次長 住谷教育次長 志水総務部長 梶本教職員人事担当部長
荒牧学校支援部長 藤原学校教育部長 山下総合教育センター所長
横山学校計画担当部長
- 4 欠席者 梶木委員 伊東委員
- 5 傍聴者 4名（報道多数）
- 6 会議内容

（長田教育長）

それでは臨時の教育委員会会議を始めます。

まずはじめ撮影についてでございますが、さきほどの総合教育会議と同様に許可をいたしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

それでは本日は議案が2件です。まず、教第50号議案「神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会設置規則」の制定及び「地方自治法第180条の7の規定に基づき行う協議及び委任」について簡単に説明をお願いします。

教第50号議案 「神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会設置規則」の制定及び「地方自治法第180条の7の規定に基づき行う協議及び委任」について

（教職員課職員）

こちらは今回の規則の制定でございます。趣旨のほうからご説明させていただきます。

教育委員会の附属機関として調査委員会を設置するにあたりまして、執行機関の附属機関に関する条例の規定により、新たに規則を制定して、あわせて調査委員会の人選について、教育委員会と市長が行う協議および委任の内容を確認するものでございます。

まずはじめに1つ訂正がございますので、そちらのほうからご修正をさせていただきたいと思っております。1ページ目の担当事務の第2条の3行目でございます。「委員会ガイドラインに基づき」と書いてございますけれども、そちらを「委員会ガイドラインに準じて」に訂正をお願いいたします。

こちらの1ページ目の規則でございますけれども、まず設置といたしましては、執行機

関の第1条執行機関の附属機関に関する条例第1条第2項の規定に基づき、神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案にかかる調査委員会を設置するものでございます。

それから担当事務ということで、第2条この調査委員会は当該事案に関して詳細な調査を行う。第2、調査委員会は前項の調査を行うにあたっては、企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインに準じて実施するものとし、教育委員会から独立した立場において、中立かつ公正で客観的な調査により事実の認定を行うと共に、これを評価し、原因を分析するものでございます。

それから第3項、調査委員会は前2項の規定による調査により判明した事実およびその評価ならびに再発防止策その他必要な事項を記載した報告書を自ら作成し、教育委員会に提出するものということでございます。他の条につきましては、割愛をさせていただきますと思います。

それから一番最後のページの地方自治法第180条の第7の規定に基づき、協議及び委任についてというところでございます。こちらのほうは第1番目、協議内容といたしまして、教育委員会の権限に属する事務のうち次に掲げるものを、行財政局長及び行財政局の職員に委任することについてということで、こちらの今回の神戸市立小学校における職員間のハラスメント事案に係る調査委員会の委員の選任について、行財政局長のほうに委任するものでございます。協議理由といたしましては、教育委員会として設置する調査委員会の中立性、公平性を担保するというところでございます。以上でございます。

(長田教育長)

この件について、ご意見、ご質問ございませんか。調査委員会の設置について、必要な規則の制定の委任についての件ということになりますが、よろしいでしょうか。はい、それでは、この教第50号議案、承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

—賛同—

教第51号議案 第3期教育振興基本計画(案)に関する市民意見募集の延期について

(長田教育長)

続いて、教第51号議案 第3期神戸市教育振興基本計画(案)に関する市民意見募集の延期についてです。簡単に説明をお願いします。

(総務課職員)

第3期神戸市教育振興基本計画(案)の市民意見募集につきましては、前回の教育委員会会議で11月11日から12月10日の間で実施をさせていただきたいとお諮りをして、ご

承認いただいたところでございますが、やはりこの市立小学校における教員間のハラスメント事案を受けまして、この調査を踏まえた再発防止の取り組み等について、計画の修正を検討すべきと考えてございます。したがって、意見募集の期間につきまして、一旦延期とさせていただきたく、今回お諮りさせていただきます。

なお、延期後の意見募集期間については、調査の進捗状況等にもかかってまいりますので、現在のところは未定でございます。新しい意見募集期間が定まりましたら、改めてお諮りをさせていただきたいと考えております。以上でございます。

(長田教育長)

はい。この件に関してご質問等はありませんか。また改めて、市民意見募集、パブリックコメントの期間を設定するという事です。承認とさせていただいてよろしいですか。

—賛同—

(長田教育長)

それでは、教第 50 号議案、教第 51 号議案ともに承認ということとさせていただきます。

この際、教育委員の皆さん方から、この会議で議論すべき項目等、取り上げる項目等がございましたらご意見をいただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

先ほども総合教育会議で様々なご意見をいただきましたので、また次回の教育委員会会議では、他の委員も含めて、そういった点について、ご議論をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また後日でもけっこうですので、なにかお気づきのことがございましたら、事務局までご連絡をいただければと思います。

それでは今日の臨時教育委員会会議は、以上をもって終了とさせていただきます。

閉会 11 時 9 分